

平塚市子ども・子育て会議運営要綱

(趣旨)

第1条 平塚市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第4号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平塚市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第4条第1項の規定により市長が委嘱する委員は、別表第1に掲げる者とする。

(部会の所掌事務)

第3条 条例第8条の部会は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 別表第2に掲げる者で組織する子育て支援事業推進部会 平塚市子ども・子育て支援事業計画の推進に関する事項
- (2) 別表第3に掲げる者で組織する公立園の在り方検討部会 平塚市の公立幼稚園及び公立保育所の在り方に関する事項

(部会の議長及び副議長)

第4条 部会に議長及び副議長1人を置き、部会委員の互選により定める。

- 2 議長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第5条 部会は、議長が招集する。

- 2 部会は、部会委員の半数以上が出席しなければ部会を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の意見等の聴取)

第6条 議長は、部会の運営上必要があると認めるときは、部会に部会委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議及び部会の庶務は、健康・こども部保育課で処理する。

(部会の委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、議長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成30年2月15日）から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（令和5年3月22日）から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

平塚市子ども・子育て会議

| 区分 |
|-----------------------|
| 学識経験者 |
| 平塚民間保育園連盟の代表者 |
| 平塚市民生委員児童委員協議会の代表者 |
| 平塚市医師会の代表者 |
| 平塚市内の放課後児童クラブの運営者 |
| 平塚市私立幼稚園協会の代表者 |
| 平塚市小学校長会の代表者 |
| 平塚市地域教育力ネットワーク協議会の代表者 |
| 平塚商工会議所の代表者 |
| 西湘地域労働者福祉協議会の代表者 |
| 神奈川県平塚保健福祉事務所の代表者 |

| |
|-----------------|
| 神奈川県平塚児童相談所の代表者 |
| 公募に応じた市民 |
| 公立幼稚園の保護者の代表者 |
| 私立幼稚園の保護者の代表者 |
| 公立保育所の保護者の代表者 |
| 私立保育所の保護者の代表者 |

別表第2（第3条関係）

子育て支援事業推進部会

| |
|-----------------------|
| 区分 |
| 学識経験者 |
| 平塚民間保育園連盟の代表者 |
| 平塚市民生委員児童委員協議会の代表者 |
| 平塚市内の放課後児童クラブの運営者 |
| 平塚市私立幼稚園協会の代表者 |
| 平塚市小学校長会の代表者 |
| 平塚市地域教育力ネットワーク協議会の代表者 |
| 神奈川県平塚保健福祉事務所の代表者 |
| 神奈川県平塚児童相談所の代表者 |
| 公募に応じた市民 |

別表第3（第3条関係）

公立園の在り方検討部会

| |
|--------------------|
| 区分 |
| 学識経験者 |
| 平塚民間保育園連盟の代表者 |
| 平塚市民生委員児童委員協議会の代表者 |
| 平塚市私立幼稚園協会の代表者 |
| 公募に応じた市民 |
| 公立幼稚園の保護者の代表者 |

| |
|---------------|
| 私立幼稚園の保護者の代表者 |
| 公立保育所の保護者の代表者 |
| 私立保育所の保護者の代表者 |